

とくしまアラートの発動基準について																					
本県において、感染拡大の傾向が見られる場合、対応する基準を明確にするため、「とくしまアラート」として、以下の区分を作成しました。なお、国から新たな基準が示された場合は、改定を検討します。																					
				感染観察			感染拡大注意				特定警戒										
				注意		強化	漸増		急増												
政府分科会におけるカテゴリ						ステージⅠ	ステージⅡ		ステージⅢ		ステージⅣ										
						医療提供体制に特段の支障がない段階	感染者の漸増及び医療提供体制への負荷が蓄積する段階		感染者の急増及び医療提供体制における大きな支障の発生を避けるための対応が必要な段階		爆発的な感染拡大及び深刻な医療提供体制の機能不全を避けるための対応が必要な段階										
基本方針				早期発見・封じ込めで感染拡大防止を図る			必要に応じ、特措法第24条9項による感染拡大防止を図る		特措法第24条9項によるさらなる感染拡大防止を図る		国の特定都道府県の指定を受け、特措法第45条等による強制性のある取組を実施する										
発動基準	体制の負荷	医療提供の逼迫具合	入院医療	—	—	—		確保病床の使用率 20%以上				確保病床の使用率 50%以上									
				—	—	—		—		入院率 40%以下		入院率 25%以下									
			重症者用病床	—	—	—		確保病床の使用率 20%以上				確保病床の使用率 50%以上									
		療養者数		—	—	—		—		140人以上（20人/10万人）		210人以上（30人/10万人）									
	体制監視	PCR陽性率		—	—	—		—		5%以上		10%以上									
	感染状況	新規陽性者数（／週）		—	5人以上	10人以上		30人以上		100人以上（15人/10万人）		170人以上（25人/10万人）									
		感染経路不明割合（／週）		—	50%																
解除の判断基準				—		発動1週間経過後、状況及び発動基準を照らし合わせて判断															
対応方針				ステージに関わらず講ずべき措置			「感染観察強化」に加え講ずべき措置			「感染拡大注意・漸増」に加え講ずべき措置			「感染拡大注意・急増」に加え講ずべき措置								
	共通事項			「とくしまスマートライフ宣言！」（「新しい生活様式」の定着、「感染拡大予防ガイドライン」の実践）、「業界団体による「ガイドライン実践店」の認定」の普及促進																	
	対事業者等			・ガイドライン遵守の徹底。（飲食店におけるアクリル板の設置又は対人距離の確保、マスク着用、手指消毒、換気の徹底等）→ガイドラインや認証制度等の取組の強化。 ・感染リスク等を踏まえた重点的な検査。（感染拡大地域における高齢者施設等の従業員の定期検査等） ・感染拡大の予兆を探知するための疫学情報の分析やモニタリング検査の実施及びアプリの活用も含めた健康管理の徹底等。 ・上記により感染拡大の予兆が探知された場合 →当該エリア等における注意喚起や重点的な検査等感染防止策の強化。 →積極的疫学調査による感染源や感染経路の推定。 ・さらに感染の拡大がみられる場合 →24条9項に基づく飲食店等への営業時間短縮要請。（時間帯等は知事が判断） →特定の地域で感染の急拡大がみられる場合は、ステージⅡであっても「まん延防止等重点措置」の活用を検討。 ・テレワークの推進。 ・症状がある場合の休暇取得及び受診促進のための環境整備。 ・感染の状況に応じたイベント開催制限。						・24条9項に基づく飲食店等への営業時間短縮要請。（必要に応じ適用区域の拡大や時間帯の強化等） ・「まん延防止等重点措置」の活用。 ・クラスター対策、特に院内・施設内感染対策の更なる強化。 ・テレワークの徹底。 ・感染状況に応じた厳格なイベント開催制限。						・45条2項等に基づく飲食店への営業時間短縮要請。（適用区域の拡大・時間帯の強化等） ・飲食店以外の政令11条1項の施設への営業時間短縮等の働きかけ。 ・「出勤者数の7割削減」を目指したテレワーク等の徹底。 ・イベント開催要件の更なる厳格化。人数管理が困難なイベントの自粛呼びかけ等。					
	対個人			適切な感染対策の徹底及び協力意識の再醸成に向けた情報発信 ・「三密」、「感染リスクが高まる「5つの場面」」（特に飲食の場面等）等の徹底回避の周知。 ・季節の恒例行事に関する注意喚起。 ・旅行等、県をまたぐ移動は、基本的な感染防止策を徹底し、できるだけ小規模分散。						・県独自の強い警戒メッセージの発出。 ・飲食の場面を中心に季節の恒例行事等を極力控えることや不特定多数が集まる混雑の徹底回避の周知。 ・感染防止策が徹底できない場合における、感染が拡大している圏域との往来自粛の要請。 ・ガイドライン非遵守店（特に、アクリル板の設置又は対人距離の確保が守られていない店等）を利用しないよう呼びかけ。						・不要不急の外出自粛の要請。 ・飲食の場面を中心に季節の恒例行事等の自粛要請。 ・不要不急の都道府県間の移動や、感染が拡大している地域への不要不急の移動は極力控えるよう呼びかけ。					
	国・県			○公衆衛生体制 ・人材や物資（PPE等）の確保及びワクチン接種の促進。 ・積極的疫学調査の徹底による感染源の封じ込めなどの着実な実行のための効率的な保健所業務執行への支援。（人材の更なる雇用、民間への外部委託等） ・変異株スクリーニング検査・ウイルスゲノム解析の促進及び国立感染症研究所の迅速な分析による変異株の監視体制の更なる強化。 ・医療機関及び高齢者施設等において感染が疑われる者が発生した場合の迅速な検査及び院内・施設内感染発生時の迅速な支援。 ・医療機関及び高齢者施設等におけるアプリの活用も含めた健康管理の徹底等。 ○医療提供体制 ・宿泊療養施設、入院患者受入病床の体制整備、感染者急増時の緊急的な対応方針の見える化及び状況に応じた見直し。 ○その他の重要事項 ・感染防止策の進化。（AIシミュレーション、飛沫シミュレーション、新技術導入） ・ガイドラインの遵守についての働きかけ・見回りの強化。 ・水際対策の適切な実施。 ・偏見・差別等への対応、感染対策に配慮した療養者や施設入居者の見舞い、尊厳ある看取りと葬儀の実施、社会課題への対応等。 ・雇用・事業・生活を守るための感染状況に応じた必要な経済・雇用対策の実施。						○公衆衛生体制 ・積極的疫学調査・クラスター対策等の保健所機能の維持のための支援。 ・保健所への人材の派遣・広域調整。 ・保健所機能を強化し、できる限り、積極的疫学調査・クラスター調査等を継続。 ・歓楽街等の感染リスクが高い場所における重点的な検査や高齢者施設等における頻回検査の実施。 ○医療提供体制 ・感染者急増時の緊急的な対応方針に沿った病床、宿泊療養施設の追加確保等。随時の医療施設の準備・適宜開設・運用開始。 ・都道府県域を超えた患者受入れ調整。（広域搬送） ・宿泊療養、自宅療養の適切な実施。 ○その他の重要事項 ・営業時間短縮要請やガイドラインの遵守についての働きかけ・見回りの強化。						○公衆衛生体制 ・保健所機能の維持のための更なる支援。（国や他の都道府県への人材派遣の要請等） ・感染状況と保健所の負荷を勘案した上で、やむを得ない場合には、重症化リスクを踏まえた積極的疫学調査・クラスター対策等の重点化。 ○医療提供体制 ・一般医療を制限することには限界があることに留意しつつ、入院治療が不可欠な方への医療提供を確保する等の感染者急増時の対応。（高齢者等のハイリスクではあるものの軽症・無症状である者への宿泊療養の開始も検討） ・随時の医療施設の運用・追加開設。 ○その他の重要事項 ・営業時間短縮要請やガイドラインの遵守について、個別施設への働きかけ強化。					
	県立学校			（共通スタンス）個々具体のケースや感染状況に応じ、国からの通知（※2）を踏まえるとともに、「県対策本部会議」の論議や要請等に基づき、「学校でクラスターを発生させない」との方針のもと、適切に判断 個々のケースに応じ、学校単位の臨時休業等も検討し、適切に判断									生活圏での感染があれば臨時休業等も検討し、適切に判断								
その他の重要事項				○合理的な感染症対策のための迅速なリスク評価 リスク評価に基づき、効果的なリソースの配分を行い、優先順位をつけて対策を迅速に実施			リスクコミュニケーションの観点から、県民に説得力のある状況分析とともに、現場における対話の積み重ねや分かりやすく明確なメッセージの発信			行動変容に対する県民の理解を得るための積極的なリスクコミュニケーションの実施											

※1 各ステージへの移行の判断や措置の実施の要否については、一つひとつの指標をもって機械的に判断するのではなく、上記の指標や、「新型コロナウイルス感染症対策分科会」の「感染再拡大防止に向けた指標と考え方に関する提言」で示された「感染の早期関知のための指標」、クラスターの発生状況等を総合的に判断して、感染の状況に応じ積極的かつ機動的に対策を講じていく。

※2 文部科学省「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン」「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」参照